

平成21年4月1日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

総括係長を配置する際の留意事項等について（通達）

総括係長については、階級構成の是正による警部補の倍増に伴う諸問題への対応策として、岐阜県警察の組織の細目等に関する訓令（昭和44年岐阜県警察訓令第4号。以下「訓令」という。）及び「総括係長制度」の実施について」（平成14年3月1日付け務第181号。以下「旧通達」という。）に基づいた職として運用してきたところであるが、職員の任用に関する規則（昭和31年岐阜県人事委員会規則第5号。以下「規則」という。）の一部改正が行われ、総括係長が規則に定める職とされた。

については、その配置に当たっての留意事項等は下記のとおりであるので、適切かつ効果的な運用に配慮されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 総括係長を配置する目的

一の係に複数の警部補が配置されていることにより、指揮命令系統及び責任の所在が不明確となるおそれがある場合、係内の調整権を持つ警部補を総括係長として配置し、係内における重複業務や意見不一致等の是正措置を行わせることにより、業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

2 総括係長の職務

訓令第3条、第7条及び第11条に定めるところによる。

3 総括係長を配置する際の留意事項

- (1) 警部補在級年数、実務能力、勤務成績等を勘案の上、係内の調整機能を担うに足る能力を有する者を任命すること。
- (2) 昇任試験の種別による制限は行わないこと。
- (3) 警察署の特定の係に拘泥することなく、本部特捜部門における中核捜査員や警察署地域課のブロック長を任命するなど、全部門における効果的な運用に配慮すること。
- (4) 原則として、同一係内において総括係長から他の係長へ転任させないこと。

4 その他の留意事項

- (1) 総括係長は、同一係内の他の警部補に対する業務上の調整を通じ、自らも職務

執行の中核としての役割を担うものであり、警部補の職務の範囲や責任に増減が生じるものではなく、実働の中核たる警部補の位置付けに何ら変更を来すものではない点に留意すること。

- (2) 総括係長は、係内の他の警部補に対し業務上の調整権を有するにとどまり、身上監督権まで有するものではない点に留意すること。
- (3) 総括係長を配置した係に所属する他の警部補は、総括係長の調整に対して積極的に協力し、係全体の効率的かつ円滑な業務の推進に努めること。